

第4章

紛争勃発後のケニアにおける和解と法制度改革

——離党規制関連諸制度を中心に——

津田 みわ

はじめに

2007年末に行われた大統領選挙をきっかけに勃発した国内紛争、「選挙後暴力（Post Election Violence）」（以下、2007/8年紛争）は、その規模と深刻さにおいて、ケニアにとって独立後最大の危機となった。後に結ばれた国際調停の文書冒頭に記された以下の文章は、この紛争の重大性を明確に物語っている。

「2007年大統領選挙の混乱に起因するこの危機は、ケニア社会に長期にわたって根深く存在してきた亀裂を表面化させたのであり、この亀裂が放置されれば、ケニアの国家としての一体性そのものが脅かされる」（KNDR 2008a）。

ただし、2007/8年紛争は、この国際調停が功を奏して有力な大統領候補間の権力分有が合意されたことで2008年2月末にはほぼ終息し、大規模な連立を基礎とする暫定政権が発足した。加えて、この調停と国民和解のプロセスにおいては、紛争の再発防止という目的のもとで、紛争勃発以前から民主化の課題として取り組まれてきた憲法見直しを含むさまざまな法制度について

の抜本的かつ包括的な改革が進められるという、紛争の調停を越えた大きな前進があった。

本章が目にするのは、この法制度改革である。ケニアにおいては、とくに2000年代以後に、国政選挙での再選・当選可能性の増大だけを目的とするような頻繁な党籍変更や、実体に欠ける新党の乱立、多数派形成のための野合が常態化していた。本文で詳しくみるが、頻繁な党籍変更と政党の「選挙用の乗り物化」というべき現象は、ケニアの場合、政党の民族化や選挙での暴力発生へとつながり、2007/8年紛争という選挙関連の重大な紛争の背景をなした。ところが、その是正のための立法をになうのは、民主主義の仕組み上、多数派形成を模索して頻繁な党籍変更を繰り返した当の国会議員たちであり、長らく具体策がとられることはなかった。

その状態を変えたのが、2007/8年紛争の勃発であった。紛争勃発後には、停戦、政治エリート間の権力分有と並んで、この問題に取り組む制度改革——具体的には離党規制にかかわるさまざまな法制度の改革——が急激に進められたのだった。

本章では以下、ケニアの離党規制関連の法制度改革という事例から、紛争勃発後のケニアにおいて、具体的にどのような改革が行われてきたか、改革された制度を施行する過程で何が起こってきたか、法制度改革のめざした方向と実態の間にはどのような乖離がある（ない）のかを詳細に跡づける。これにより、紛争勃発後に和解が進められるなかで、停戦・権力分有や移行期正義にはあたらぬ、平時と連続するような政治の実践面でどのような変化（あるいは不変化）が見られるかを考察しようとする、本書の問題設定への貢献をめざしたい。

サミュエルズ (Samuels 2009) が指摘するように、政治的に安定していることを前提とした法制度にかかわる研究が豊富であることと対照的に、紛争勃発後の諸国における法制度改革・施行に注目した研究は、ケニアを対象としたものに限らず、全般に十分でない。紛争の再発予防という関心から制度の構築と施行についての問題群を列挙したサミュエルズのこの論文は、移行

期正義と狭義の和解達成の検討に集中する傾向が見られる既存の研究潮流のなかでは重要な例外である。このなかでサミュエルズは、紛争勃発後の諸国における憲法作成・制定・施行（Constitution Building）を比較政治の立場から検討し、見るべき論点として（1）憲法作成（Constitution Making）が参加型・包括的であるか、（2）権力分有型が採用されたかどうか、（3）どの選挙制度が選択されるかなどを挙げ、いずれの場合も（4）各国の歴史・地理的条件、政治エリートの顔ぶれなどによって制度構築の結果は変わると指摘したうえで、（5）たとえ新しい憲法が無事に制定されたとしても、その施行は簡単ではないとして、法制度改革の分析に際しては、法や制度の内容そのものにとどまらず、むしろ施行の段階を注意深く見ていく必要があるとしている（Samuels 2009）。

一方、アフリカ諸国を対象とするものの場合、政治的に安定していることを前提とした法制度にかかわる研究潮流についても、これまで十分ではなかった。「アフリカ政治では何が重要なのか、という問いに対しては、1980年代初めから、個人的な要素に重点をおく考えへの明瞭なシフトがあり、「公的なルールに注目する態度を維持する研究者…の論文は…、他の研究者たちにほとんど引用されな」かったというのがアフリカ政治研究のおもな流れだったのである（Hyden 2006, 95）。ただし、ケニアはこうした潮流の例外であった。ケニア研究の場合、実際の政治過程においてその「個人的な要素」による支配がケニア憲法という公的なルールと密接に関連づけられてきた。このためとくに1980年代までの——すなわち一党制時代の——ケニア憲法研究には厚い積み重ねがある。植民地期に遡って憲法および関連法の推移を克明に跡づけた Ghai and McAuslan (1970)、独立後10年で権威主義体制の整備が憲法改正を中心として急速に行われたことを指摘した Okoth-Ogendo (1972) を嚆矢とし、初代大統領の政権（1963～1978年）を取り扱った Jackson and Rosberg (1982) は早くも「適法性というものがとくに強調されるのがケニアの特徴」であり、たとえば「頻繁な憲法改正と関連法こそが、ケニヤッタに統治の『白紙委任状』を与え」てきたとした（Jackson and Rosberg

1982, 25)。また、さらに権威主義体制が進んで人権状況が悪化の一途を辿った第2代大統領の政権（1978～2002年）下でも、基本的に憲法改正を繰り返すことによってその統治機構が整備されてきたことが指摘されてきた（たとえば Throup and Hornsby 1998, Widner 1992, 津田 2006など）。

ケニア憲法研究でとくに知られるのは草分けのひとり、オコス＝オゲンドの提示した「立憲主義なき憲法」（Constitutions without Constitutionalism）の議論である。オコス＝オゲンドは、ケニアにおいて憲法は「遵守すべき基本理念」でなく「為政者の保身のために改正すべき対象」としか見られていないと指摘した（Okoth-Ogendo 1991）。津田（2007）は、第3代大統領の政権（2002～2007年）にかわった2004年から2005年にかけての新憲法制定の試みとその頓挫を跡づけたが、この作業では、オコス＝オゲンドのこの議論が1991年末の複数政党制回復後も有効であることが示される結果となった。

一方、2007/8年紛争勃発後の法制度改革そのものについての先行研究として重要なものは、2010年に実現した新しい憲法の制定と、それに対する国民の反応を分析したカニングとロング（Kanyinga and Long 2012）である。ただし、カニングとロングの論文は2010年10月までを扱っており、ケニアの新しい憲法について施行面での問題に触れてはいるものの、憲法とその関連諸制度の施行面でとくに重要な、総選挙前の時期（2011～2013年）については扱いきれていない。本章はこの間隙を埋めるべく、離党規制関連の法制度にテーマを絞り込む一方で、紛争勃発後の法制度改革について、その内容にとどまらず、施行面までを射程に入れた分析を試みたい。この作業により、憲法を中心とするケニア法制度研究史において長らく支配的だったオコス＝オゲンドの「立憲主義なき憲法」の議論の有効性に、2010年の新憲法制定後にどのような変化が見られるのか（または変化が見られないのか）についてもまた、考察が可能となるであろう。

以下、第1節では、まず紛争勃発以前に遡り、ケニアにおける離党規制と政党機能の変容を跡づける。第1節ではあわせて、それらの背景となった大統領への権力一局集中について整理する。ついで第2節では、紛争勃発後の

法制度改革をみていく。ここでは法制度改革そのものについて、大統領の権力縮小がなされたことと、離党規制関連で重要な制度変更が達成された点を確認する。このうえで、紛争勃発後初の国政選挙実施に向けて現出した、法制度の運用の実態をたどるのが第3節である。ここでは制度改革にもかわらず再び離党規制の形骸化が発生したこと、そして法制度そのものが再び変更されていった過程を明らかにし、最後にその背景を考察したい（なお、章末に付表として略語表と略年表を掲載した）。

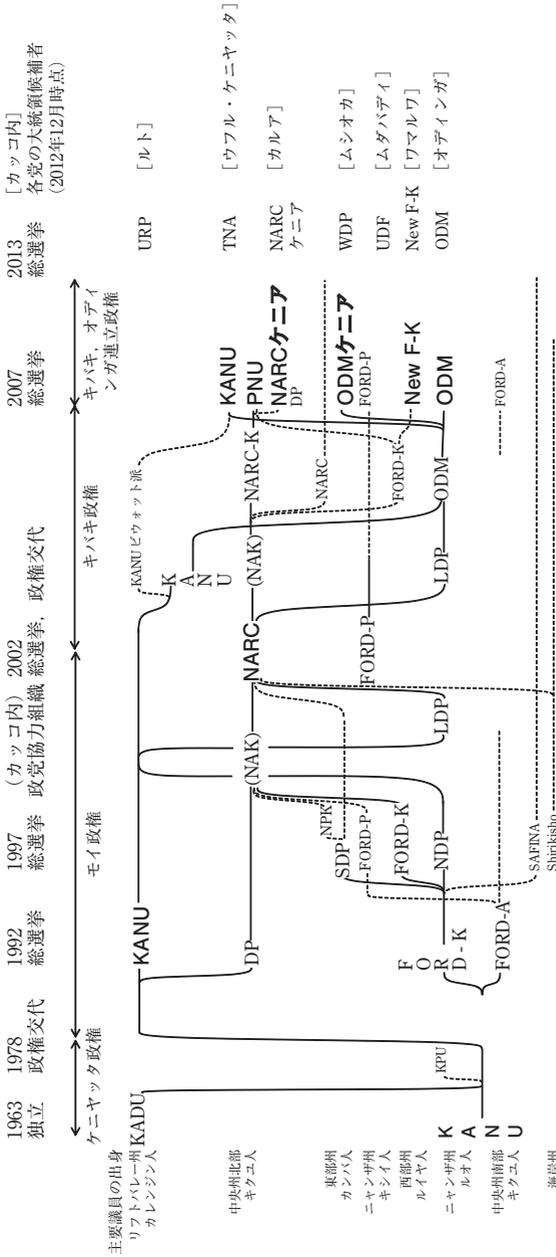
第1節 旧憲法下における離党規制と政党機能の変容

1. 離党規制の導入

図1に示したとおり、複数政党のもとで独立したばかりの1960年代前半のケニアでは、独立以来の与党、ケニア・アフリカ人全国同盟（Kenya African National Union: KANU）に対し、乾燥地域出身の議員を糾合したケニア・アフリカ人民民主同盟（Kenya African Democratic Union: KADU）、土地の無償分配や社会主義圏との同盟を主張してKANUから分裂して設立されたケニア人民同盟（Kenya Peoples Union: KPU）など有力な野党が存在していたほか、政党の公認を得ない無所属の議員も合法的に存在していた。ただし1960年代のうちにKADUは自主解散して全議員がKANUに移籍し、一方KPUは弾圧され最後は非合法化により姿を消した。

このKPU弾圧のために制定された一連の法制度が、ケニアにおける離党規制の始まりであった。KANUを離党してKPUに党籍変更した議員の議席を奪うため、KANUの主導した憲法改正により、「政党の公認を得て選出された国会議員は、その党籍を失うと議席を喪失する」などとした離党規制が1966年に導入された。ついで独立後第2回の総選挙を目前に控えた1968年には、地方議会法の改正により地方議会議員選挙での無所属の立候補が禁じら

図1 ケニア歴代国会における党勢の変遷 (1963-2013年)



(出所) Daily Nation, Standard 各号より筆者作成。

(凡例) 〃: 政党の分裂と統合

DP: 10議席以上の野党細政党 (略称)。各総選挙間期については、政治集会への出席実績などから筆者が推計した)

KPU: 10議席未満の野党細政党 (略称)。分裂と統合の動きを---で示した。なお、2007年総選挙後は和解による連立政権がつかられ、

10議席未満の政党も国会与党となった。

ODM: 与党。2007年総選挙後は和解による連立政権がつかられ、国会第1党 ODM だけでなく、国会第1党 ODM だけでなく、PNU とその協力諸政党が「与党」とされ

れ、続いて国会議員についても再び憲法改正が行われて無所属の立候補が禁じられた。ケニアの離党規制は、この(1) 選挙時の公認政党の党籍を失った場合の議席喪失、および(2) 選挙では無所属の立候補は禁止であり政党の公認が必須、という2つの要素で成り立っていた。与党KANU主流派への批判勢力に対する弾圧の手段として導入されたこの制度は、その後1990年代まで厳格に運用され、多くの議員が議席を喪失した(詳細は津田 2005)。なお、議席喪失の最終判断を誰がどのように行うかについて当時の憲法には明記されなかったが、その判断は、慣例によって国会議長が行い、議席喪失による空席の宣言は歴代国会議長が行ってきた(Ghai and MacAuslan 1970, 320-321)。

KADUの解散とKPUの非合法化により1960年代に事実上のKANU一党制となったケニアは、その後1982年の憲法改正により法律上もKANU一党制となり、1991年の一党制放棄までは「政党国家」(Widner 1992)と名付けられるほど盤石なKANU一党支配のもとにあった。KANU一党制のもとでは、KANUからの除名・離党は議席の喪失とイコールであり、野党のない状態で離党規制は引き続き厳格に適用された。

ここに第1の変化をもたらしたのが1990年代初頭の民主化であった。激しい国内の民主化運動と国際社会からの圧力を受けて、1991年について一党制を放棄したモイ(Daniel arap Moi)第2代大統領の政権下では、(1) 複数政党制の回復、(2) 大統領の3選禁止、そして(3) 大統領選挙での当選要件に、得票数1位であることとあわせ、全国での広範な得票という要件を加える新制度が導入された。この(3)は、ケニアの全8州(当時)のうち5州以上で25%以上得票していることを大統領選挙の当選要件とし、全国での得票数が1位であるだけでは当選できないとした仕組み(以下、5州25%ルール)であった。

以後ケニアでは、1992年から5年おきに大統領選挙、国会議員選挙、地方議会議員選挙からなる総選挙が開催されるようになったが、この新制度のもとでの複数政党制選挙の復活は、大統領候補の調整がつかないための政党の

分裂傾向と、逆に5州25%ルールを満たして大統領選挙で勝利するための多数派形成をめざした短期的野合という2つの傾向を順に生み出していった。政党は次第に大統領候補別の乗り物と化し、選挙のための公認機能に政党の働きが限定される傾向が進んだ。その重要な背景となっていたのが、三権分立を歪めるほどに過度に大統領個人に権力が集中していた当時の政治体制であった。

2. 大統領への権力一局集中

ケニアでは、独立にあたって制定された最初の憲法は、度重なる改正を経て次第に初代大統領だったKANUのジョモ・ケニヤッタ (Jomo Kenyatta) への権力集中のための道具と化していった。国会を優越する大統領権力が確立される一方で、議員内閣制も二院制も失われた。1960年代の広範な改正を反映して新たに公布されたのが1969年の憲法（以下、1969年憲法と呼ぶ）であった。すでに大統領への権力集中がかなり進んでいたこの憲法にも、司法の独立を廃止するなど、1970～80年代にかけてさらに数多くの憲法改正が加えられた。1990年代初頭までには三権分立は失われており、1969年憲法は、大統領の立法と司法双方に対する優越をあからさまに規定する内容になっていた。整理すると以下のようなようになる。

まず、議会に対する大統領の優越について1969年憲法では、大統領はじめ全閣僚は国会議席を保有するとされて、閣僚への登用が大統領側による国会多数派工作の道具にされてきた。大統領は、誰の承認を得ることもなく12名もの（1992年の複数政党制復帰時の場合、全国会議員の6%にのぼった）国会議員を任命することができた。また、大統領は国会をいつでも解散でき、それによって国政選挙が開かれる仕組みになっていた。国会は内閣不信任決議ができるのみであり、その場合も大統領はじめ内閣は必ずしも総辞職する必要はなく、大統領は逆に国会を解散することができた。議席喪失を忌避したい国会議員にとって、内閣不信任案の決議は、むしろ不利であった。このため、

国会による内閣不信任案決議の制度自体は存在したものの、ケニア国会では実際には内閣不信任案は一度も採択されたことがなかった。

同様に、司法についても、1969年憲法では、裁判官の人事に携わる全員が大統領に任命される仕組みであった。具体的には、上級裁判所である高等裁判所（High Court）と控訴裁判所の裁判官の任命は、大統領が「司法サービス委員会」（Judicial Service Commission）の助言に基づいて行う、とされていたものの、この司法サービス委員会の委員全員⁽¹⁾がやはり大統領の任命を受ける立場にあった。その他、KANU 政権時代の野党勢力に対する弾圧、そして政府の中枢部が関与したとされる大規模な汚職事件や要人暗殺事件を、司法長官が訴追停止させるなど、大統領と司法の癒着の例は枚挙にいとまがない（詳細はたとえば Throup and Hornsby 1998, Chapter 4を参照されたい）。1969年憲法下では、司法の独立は損なわれていた。

加えて、大統領を誰にするかを定める国政選挙そのものに対しても、大統領には干渉の手段が与えられていた。1990年代の複数政党制回復後に選挙を司った組織はケニア選挙管理委員会（Electoral Commission of Kenya: ECK）であったが、1969年憲法のもとでは、このECKメンバー全員の任命権は大統領ひとりに付与されていた⁽²⁾。

このように、民主化後においても、1969年憲法のもとでは大統領に就任するか否か——政党側からすれば、大統領を擁立できるか否か——が、政権発足後の広範な人事権や次回の総選挙結果さえも左右する巨大な権力を手中に収めるか否かを意味するものとなっていた。一旦当選した大統領を任期満了前に交代させることは、ほぼ不可能でもあった。大統領ひとりに巨大な権力が集中したことで、ケニアにおける大統領選挙は、ゼロ・サム・ゲームと化していたのであった（この問題を指摘したものとして、たとえば Lonsdale 2008）。

3. 政党の短命化と野合

1990年代に複数政党制が回復されたケニアでは、この強大な権限を有する

大統領の候補選びをめぐって、野党側各党が四分五裂を繰り返した(図1)。一方、与党 KANU は、現役だったモイ大統領を毎回の総選挙で大統領選挙の公認候補とし、1990年代の2回の国政選挙で政権を維持することに成功した。ただこの段階では、野党側各党は分裂を繰り返しつつも、独立以来続く KANU 政権の打倒、大統領権力の縮小と民主化の推進という目標を共有し、改革に抵抗し続けていたモイの KANU とは、まだ明らかな政策の違いを有していた。これを反映して大統領選挙でも、長らく権威主義体制を続けてきたモイ政権への支持／不支持という、民族や地縁とは必ずしも関係しない選択肢が政党の別に仮託された状態であった。

ここに民主化に続く第2の大きな変化が起こったのが、2000年代であった(第1の変化は前項を参照)。1991年の民主化時に導入された大統領の3選禁止条項を守り、複数政党制回復後第3回となる2002年総選挙を数年後に控えた1999年にモイ大統領が引退を表明したのがきっかけであった。つまり、2002年総選挙で大統領が交代することが確定的になったのである。大統領の交代は、モイが就任した1978年以来実に24年ぶりのことであり、大統領選挙による選出に至っては独立以来一度も行われたことはなかった⁽³⁾。しかも前節で見たとおり、この時点でケニアの大統領という地位には巨大な権力が一局集中していた。大統領選挙で勝利するためには、単に得票数で1位であるのみならず、5州25%ルールを満たさねばならないとされた新制度のもと、以後のケニアでは、多数派形成と全国での広範な支持獲得をねらった政治エリート同士の選挙協力があからさまに模索され、政党そのものの短命化、政党同士の野合が観察されるようになっていった。ケニア第3代大統領の座をめぐって、ケニアの政党のありようと政党システムは劇的な変化を遂げることとなったのであった。

2002年12月末に予定された総選挙を目前に控えた同年8月、モイは自らの後継に、国会議員選挙での当選経験すらなかった初代大統領の実子ウフル・ケニヤッタ(Uhuru Kenyatta。当時まだ40歳であった)を指名した。この選択は、独立以来の与党、KANUの分裂へとつながった。一方で、1990年代の敗北

を教訓とした野党側では、それまで失敗してきた選挙協力が成立し始めた。最終的に、KANU分派と当時の野党側の選挙協力組織が糾合した。合計14もの政党が参加し、後に政党としても登録を済ませたのが、「国民虹の連合」(National Rainbow Coalition: NARC)であった(図1)。

それでは、このように政党の分裂やNARCなど新党の設立が相次ぎ、事実上の党籍変更が頻繁に行われていたこの時期、議員たちは、離党規制によって議席を喪失したのだろうか。答えは否であった。2000年以後、離党規制により議席を失った議員はひとりもいなかったのである。

この現象のきっかけとなったのは、2001年に、当時のある野党党首が離党規制を公然と無視する方策をとったことであった。当該野党党首は、1997年国会議員選挙時に公認をうけた政党でおこった内紛により、別の政党を結成し、元の政党を離党する旨を会見で発表したのだが、その席上、「2002年総選挙までは元の政党に手続的残存を続ける (technically remains)」と述べた(*Daily Nation*, 25 June 2001)。「手続的残存」とは、具体的には、国会議員選挙での当選時に公認を得た政党を事実上離党しているにもかかわらず、議席を保持するために、国会議長に離党を届け出ないことで離党規制の対象になる事態を避ける行動であった。

前項で触れたとおり、議席喪失を宣言する任に当たってきたのは、国会議長だったが、このとき国会議長は当該野党党首の議席喪失を宣言することはなかった。実はこの時期、第2代大統領モイの率いた与党KANUは国会第3党の吸収合併を模索しており、「手続的残存」による議席の維持はKANUにとっても都合の良い運用であった。当時の国会議長は、国会議員の互選で選ばれるポストであり、与党KANU寄りであった。国会議長は、「手続的残存」を黙認したとみてよい⁽⁴⁾。

それまで厳格に適用され、多くの議員から議席を喪失させてきた離党規制は、これをきっかけに空文化し、議席を失う恐れなくなった議員による頻繁な党籍変更が激化することになった。2002年大統領選挙での候補擁立をめぐる、多数派の形成が模索されていた2000年代以後のその時期、他の野党

議員も KANU 議員もこれに続き、事実上の政党の吸収合併や、新党の結成発表が続いた。図 1 でも、1997年から2002年総選挙までの5年間になると、それまでの総選挙の直前に分裂を繰り返す野党勢力、という図式が急に崩れ、総選挙の時期か否かにかかわらず、また主体についても与野党を問わない激しい政党の離合集散が起こったことが分かる。

離党規制が空文化し、制度自体の変更によってではなく、制度の運用が変わることで、党籍変更可能枠が成立したことはまた、公的に所属する政党に公然と反旗を翻す議員を、各政党が内部に抱え続ける事態も呼んだ。国会議員の公式の所属政党名は、急速にその意味を失っていった。1980年代の「政党国家」時代とはうって変わり、与党だった KANU を含めた国会各党ではそれぞれ内部の統制がとれず、党議拘束もほとんど観察されなくなった。その一方で、無所属の立候補を許さない制度のみは形骸化されずに機能し続けたため、選挙時の公認のための政党の存在は変わらず必須であり続けた。2000年代のケニアにおいて、政党という結社は、国政選挙で公認を与えることにほぼ特化した組織へと急速に変容していったのである。

さらに、この時期に生じた政党の短命化についてみてみよう。2002年総選挙投票日のわずか2カ月前に結成された NARC は、キバキ (Mwai Kibaki) を統一候補として担ぎ上げ、独立以来の与党、KANU から政権を奪取することに成功した。主要野党のほとんどが参加し、KANU 分派も含めた14もの政党を糾合した NARC は、5政党が連合した1960年代の KADU を上回る規模の巨大な政党であり、地縁・民族を越えた大同団結の政治を象徴する政党として、大統領選挙・国会議員選挙の双方で7割もの支持を得た組織であった。NARC という組織がそのまま持続していれば、ケニアの政党システムもまた別の状態を形作っていたところであった。しかし、選挙が終わると、その直後から NARC 内部でポスト配分などをめぐる内紛が激化した。NARC の事実上の分裂は、政権交代のわずか3カ月後には決定的なものとなり、全国的組織としての NARC は急激に弱体化した。

この NARC に見られた政党の事実上の短命化は、同党だけの特殊な出来

事では終わらなかった。以後、ケニアでは、短命化を見越し選挙協力だけを結社の目的とするような政党の結成が繰り返される傾向が観察されることとなった。2002年からの5年間で、キバキ大統領は、NARC 統一候補として傘下の政党とポスト配分をするなどの約束を反故にし、自派優先の政権運営を行っていた。これに反発し、キバキ政権を離脱して2007年総選挙でキバキからの政権奪取をめざした政治エリートたちは、批判勢力を結集してオレンジ民主運動 (Orange Democratic Movement: ODM) という巨大な野党を2005年に結成した。ODM は2007年選挙ではキバキへの批判勢力を率いたオディンガ (Raila Odinga) を統一の大統領候補に擁立した。一方、複数政党制化後の第4回総選挙が目前に迫った2007年前半には、現職だったキバキ大統領を擁立する受け皿として、挙国一致党 (Party of National Unity: PNU) という新しい政党が設立された。離党規制は形骸化されたままであり、これら PNU や ODM への「党籍変更」の過程で、誰ひとり議席を失うことはなかった⁵⁾。

ここで留意しておくべきなのは、こうした NARC の早期の分裂、統一候補だったキバキによる事前の約束の反故などは、KANU 長期政権を打倒し初の選挙による政権交代を果たした2002年総選挙の段階では、選挙民の多くにとっては予想の範囲外だったとみてよい、という点であろう。上で少し触れたように、国内の広範な勢力を結集して KANU 政権を倒した NARC は、当時、地域や民族を越えた新しい政治の象徴とされ、大同団結の政治が広く期待された存在であった (Kanyinga 2006)。その NARC のあまりに早い分裂とキバキ大統領による自派中心の政権運営は、大同団結の政治への期待の裏切り、キバキ政権の支持基盤の地元化、批判勢力を結集した ODM とオディンガによる政権交代への過度な期待、キクユ嫌いの蔓延へとつながる不幸な連鎖を生み、「キバキ再選」とされた2007年大統領選挙結果の発表は、オディンガ支持者を中心に「集計作業に不正があった」とする広範な疑惑を引き起こし、大規模な選挙後の暴動、住民襲撃事件へと結びついていくことになった (詳細は津田 2008を参照されたい)。このことが、紛争勃発後の和解プロセスにおいて、大統領選挙をゼロ・サム・ゲーム化したそもその原因であ

る歪んだ三権分立の解消，そのための大統領権力の大幅な縮小，あわせて政党と離党規制にかかわる制度の再整備の努力へと帰結することとなる。

4. 政党の再民族化

モイの引退宣言後の政党の短命化とあわせてもうひとつ重要なポイントとなったのが，政党の再民族化ともいべき現象であった（Kanyinga 2006）。

やや歴史を遡ると，ケニアでは，植民地支配期に民族分類が導入され，「民族の分布」に沿って行政区分が制定された。その行政区分「県」（district）の範囲内，すなわち民族ごとの政治組織しかアフリカ人には植民地支配期を通じて長らく許されてこなかった。独立が射程に入った1960年には全国レベ



（出所）筆者作成。

ル政党の組織化が解禁になったものの、そこではそれまで活動を許されてきた民族別政党が組織化の母体とならざるを得なかった。独立時にKANUに対抗したKADUは、リフトバレー州北部のカレンジン人、西部州のルイヤ人、海岸州のミジケンダ人、リフトバレー州南部のマサイ人、北東部州のソマリ人の間でつくられてきた5政党の糾合であったし、KANUもまた全国組織をめざしつつもその出発時はニャンザ州のルオ人と中央州のキクユ人の政党を母体としていた（州名、おもな民族の分布については付図を参照されたい）。ケニアの政党は、そもそも民族という属性と不可分なものとして始まったといつてよい。

植民地支配に由来する民族別組織の歴史はしかし、1960年代に事実上のKANU一党制となり、ついで1980年代に法律上もKANU一党制が敷かれてケニアが「政党国家」化していく中で一旦途切れることになった。一党制下のKANUは全国的組織だったのであり、そこに民族の入り込む余地はなかった。

これが再び変わり、政党の再民族化とも呼ぶべき変化が起こったのが、KANU一党制が終焉して複数政党制が回復された1990年代であった。第2代大統領モイがKADU出身であることはすでにみたが、1990年代に野党を組織したのは、1960年代にKANUやKPUを組織したキバキやオギンガ・オディング（Oginga Odinga。オディングガの実父）たちであった。キバキのつくった野党、民主党（Democratic Party of Kenya: DP）は、その基盤を富裕層や出身地域の中央州北部とキクユ人に置いていたし、オギンガ・オディングガの民主主義復興フォーラム（Forum for Restoration of Democracy: FORD）は、大統領候補の絞り込みに失敗して四分五裂していく過程で次第にその基盤をオギンガ・オディングガの出身地であるニャンザ州のルオ人に限定させていった。

もちろん、2000年代に一旦大同団結を果たしたNARCによる政権交代時には、NARCの支持基盤がキバキの出身地である中央州やキクユ人に限定されることはなかった。2002年大統領選挙ではまた、有力な候補が2人とも同じ民族の出身者であった。KANUの大統領候補だったウフル・ケニヤッタ

(中央州出身)は父親と同じキクユ人であり、キバキ(キクユ人)対ウフル・ケニヤッタ(キクユ人)という大統領選挙の選択肢は、民族的なものではあり得なかった。

ところが、上述したように、一旦大統領への当選を果たしたキバキは、自らに与えられた強大な権力を用い、選挙協力時に約束したNARC傘下の他派へのポスト配分を忌避、さらには主要な選挙前協定だった大統領権力縮小のための新憲法制定をも回避して、DP時代からの中央州出身キクユ人政治エリート中心の政治運営を行ってオディングなど他のNARCメンバーを排除した。

図1で示したようにNARCは選挙後すぐに事実上分裂する。キバキ側政治エリートの多くは中央州出身キクユ人と隣接する東部州のメル人、エンブ人で占められていた⁶⁾。一方、NARCから分裂して結成されたODM側は、政党発足時はオディング(ニャンザ州出身、ルオ人)、ルト(William Ruto。リフトバレー州出身、カレンジン人)、ムシオカ(Kalonzo Musyoka。東部州出身、カンバ人)などに率いられていたが、2007年大統領選挙の前に分裂し、ムシオカを大統領候補とする政党(Orange Democratic Movement-Kenya: ODM ケニア)と、オディングを大統領候補に擁立したODMとに分かれた。このムシオカのODMケニアが2007年総選挙で得票した地域は、カンバ人が住民の多数を占める東部州の一定領域に偏っており、その民族性は明らかであった。

もちろん、2007年大統領選挙で問われた「現職キバキの再選か否か」という選択には、その背景にキバキが回避しようとした大統領権力縮小のための新憲法制定という重大な国内問題があり、国民に与えられた選択肢は、キクユ人かルオ人かカンバ人かという単なるエスニックなものではなかった。しかし、KANUの長期政権を倒し、地域や民族を越えた大同団結の象徴であったNARCが早期に分裂し、2002年には同じNARCのメンバーだったキバキとオディング、ムシオカがそれぞれ別政党の公認を得て立候補した2007年大統領選挙は、キクユ人によるキバキ支持、ルオ人(と同じくオディングへの支持を表明したルトが動員を試みたカレンジン人)を中心とするオディング

支持、カンバ人によるムシオカ支持という、エスニックな動員・支持傾向と無縁ではいられなかった。選挙用の急ごしらえの政党が乱立し、候補の出身地や民族ラベルを用いた動員がなされるなかで、とくに大統領選挙では、政党と民族の関係は決して消えることはなかった。2007/8年紛争において、「キバキ再選」の結果を耳にしたオディンガ支持者の暴力の矛先の多くは、キクユ人へと向かった。大統領への権力一局集中、離党規制の形骸化と政党の短命化、野合と再民族化の流れの先に起こったのが2007/8年紛争だったといつてよい。民族的帰属を理由とする暴力が実際にふるわれたことは、各政党の持つエスニックなラベルをさらに強化する働きをした。紛争勃発後の調停と和解のプロセスにおいては、憲法を含む法制度の見直しが急務とされることとなった。

第2節 紛争勃発後の法制度改革

1. 和解での合意と法制度改革

2007/8年紛争が勃発したことで、急激に進捗した法制度改革について、まずは2010年に実現した新しい憲法の制定から見ていこう。前節でみたように、1963年の独立以来、度重なる憲法改正を通じて大統領への権力集中がなされてきたケニアであったが、1990年代の民主化以後は野党側国会議員を中心として、大統領権力の縮小による三権分立の回復が取り組まれてきた。2002年末に選挙による政権交代を果たしたNARCも、選挙前の中心的な公約として、国民的な議論を経た新たな憲法を早期に制定することを掲げていた。ただし、この公約は果たされず、新憲法の制定は頓挫したままとなった。

この状況を変えたのが、キバキの再選が問われた2007年大統領選挙の失敗と2007/8年紛争の勃発であった。この紛争ではその後2カ月間に1000人以上が死亡、最大時で65万人もの人々が国内避難民となり、その終息は、国際的

調停を経た2008年2月末の和解文書への調印を待たねばならなかった。

ケニアのこの危機が生んだ得がたい果実が、2010年8月の新憲法制定と、関連するさまざまな法制度改革の実現であった。2008年2月末に結ばれた停戦と和解のための合意では、2007/8年紛争の主たる背景は「国家権力のありようとその機能面である」との共通認識が早くから示され、政治危機の解決には「現行憲法と法制度枠組みの改革が必要」とされた（KNDR 2008b; 2008c）。より具体的には、まず短期で達成されるべき喫緊の課題として、停戦と、キバキ、オディンガ間での権力分有⁽⁷⁾、選挙結果の調査⁽⁸⁾、紛争そのものの調査・裁きとあわせ、選挙制度の見直しが課題とされた（KNDR 2008a; 2008d）。そして、これら短期のアジェンダが設定される一方で、紛争の根本原因を減らす関心で設定された長期のアジェンダ（「アジェンダ4」）があった。そこで貧困、格差是正、土地改革などと並べて筆頭の項目とされたのが、憲法と法制度改革だった（KNDR 2008b）。

上述のようにケニアには、1990年代以来、大統領権力の縮小をめざした憲法改正や新憲法の制定が貫徹できなかった失敗の歴史があった。その経験をふまえ、この時のケニアでは、過去の経験に立脚した厳密な憲法見直しのための手続き法が制定された。紛争勃発という危機を経たことで、この時は調停会合だけでなく国会の場でも新憲法の制定に向けた広範な合意が成立した。その結果、ついにケニアでは2010年8月、抜本的に新しい憲法（以下、2010年憲法と呼ぶ）が制定された（Republic of Kenya 2010）。これにより、大統領権力を縮小して三権分立を回復する抜本的な政治体制の変更が、少なくとも法制度のレベルでは実現したのだった。「新興民主主義国では政治改革が遅れがちとなるが、危機の発生によってむしろ政治改革が達成される傾向がある」（Kanyinga and Long 2012）が、ケニアのこの場合も、2007/8年紛争の発生によって、積年の課題であった民主化の進展のための新憲法が制定された経緯だったと評価できる⁽⁹⁾。

この2010年憲法で変更された第1のポイントが、国会と大統領の関係であった。2010年憲法ではまず、大統領、閣僚ともに「国会議員ではないこと」

が立候補の要件とされた¹⁰⁰。また、5年おきの国会議員選挙の日程が日付レベルで明記され、大統領が恣意的に国会を解散できる制度は廃止された¹⁰¹。大統領による国会での多数派形成に使われてきた、大統領による12人の任命議員枠、国会議員の閣僚登用も、いずれも廃止された。また閣僚の任免を大統領の専権事項とはせず、大統領による閣僚の任命には国会の承認が必要と定められた。

さらに2010年憲法は、国会にはじめて大統領・副大統領への弾劾を決議する権利を与えたほか、閣僚についても国会に罷免要求を決議する権利を与えた。いずれの場合も調査に当たる独立の委員会が承認した場合は大統領・副大統領は必ず辞職せねばならず、また国会の罷免要求に沿って大統領は当該閣僚を罷免しなければならないとされた。1969年憲法で確立されていた大統領の国会に対する優位は、2010年憲法では、少なくとも制度のうえでは、取り払われた。

2010年憲法で変更された第2のポイントが、司法と大統領の関係であった。2010年憲法は、まず司法長官という1969年憲法では大統領が任命していたポストから、刑事事件の起訴を中断できる権限を剥奪し、刑事事件の起訴については検察長官（Director of Public Prosecution）を責任者とする仕組みを採用した。司法長官、検察長官の人選についても大統領が単独で決められない仕組みを採用し、候補を国会が承認してはじめて大統領が任命できるとした。最高裁長官の任命も、司法サービス委員会がまず候補を推薦し、国会の承認を経た人物を大統領が任命するとした。この、最高裁長官以下の裁判官の任命に携わる司法サービス委員会のメンバーは、司法長官、各裁判所代表のほか、法曹家代表や国会の司法委員会代表、市民代表（国会の承認を経て大統領が任命）で構成されることとなり、大統領が単独で任命する委員はいなくなった。1969年憲法で損なわれていた司法の独立の回復を、2010年憲法がめざしたことが分かる。

こうした大統領権力に対するチェック・アンド・バランスの回復は、このほか、大統領府の直轄から離れた地方分権制度の採用、地方代表で構成され

る上院の回復など、その他さまざまな側面から2010年憲法のなかで試みられた。2007/8年紛争の直接原因のひとつとなった問題の選挙管理委員会、ECKは解散となり、かわって2010年憲法では、独立性の高い選挙管理組織「選挙管理・選挙区独立委員会」(Independent Electoral and Boundaries Commission: IEBC)が設置された。IEBCは委員長と委員8人から成る9人で構成されるとされ、任命は、選考パネルがIEBC委員長候補3人、委員候補13人まで絞り込んだリストを国会にわたし、国会が委員長1人、委員8人に絞り込むとされた。大統領は任命こそするものの、そのメンバーは国会が絞り込んだ名簿に沿うものとされ、大統領の一存で、中立たるべき選挙管理委員会の委員長以下全員が任命される制度は、廃止された¹²⁾。

2007/8年紛争という未曾有の危機を経たケニアでは、大統領権力を縮小して三権分立を回復する抜本的な政治体制の変更が、少なくとも法制度のレベルでは実現したといってよい。大統領ひとりに過度な権力が集中していた旧憲法下の体制が、大統領選挙をゼロ・サム・ゲーム化するおもな要因になっていたのであれば、この大幅な大統領権力縮小が全面的に施行される次回総選挙——具体的には2013年3月実施の総選挙——を見据える段階では、大統領選挙での公認をめぐる政党の短命化や分裂、野合や頻繁な党籍変更は抑制されるはずであった。

2. 政党と離党規制関連法制度の整備

離党規制と、関連する法制度についても、2010年憲法と関連法の刷新が行われた。離党規制関連で2010年憲法ではまず、大統領選挙、上下院国会議員とも、無所属での立候補が可能になった¹³⁾。無所属での立候補が40年ぶりに可能となったことで、選挙での政党による公認付与は、立候補予定者にとって少なくとも制度上は不可欠なものではなくなった。加えて、無所属での立候補には、総選挙投票日の少なくとも直近3カ月間に政党のメンバーでは「なかったこと」が条件として入れられ、選挙直前に離党して無所属として

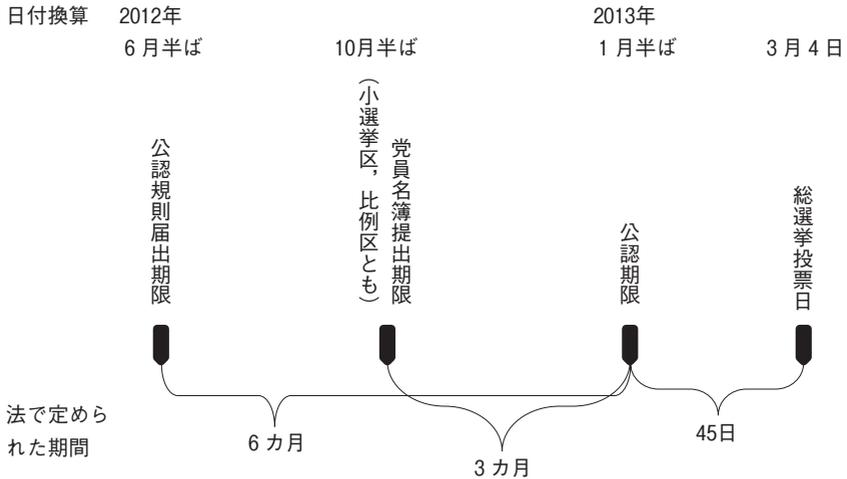
立候補することは禁じられた。公認付与のための政党の乱立や、公認を受けるためだけの頻繁な党籍変更に歯止めをかけることの期待できる制度のひとつであった。

離党規制そのものについては、2010年憲法は、無所属で当選した国会議員と、政党の公認を受けて当選した国会議員の場合にわけて、離党規制を明記した。政党の公認を受けて当選した国会議員の場合は、「当該政党を離党した場合および当該政党から離党したとみなされる場合（傍点引用者）」に議席を喪失するとされ、国会議長への書面による届出をもって離党とすることも明記された。また無所属で当選した議員の場合は逆に、「政党に加盟した場合」議席を喪失する（第103条（1）（e））とされた。

政党の公認を受けて当選した国会議員の場合、これまでと違って、離党した場合（1969年憲法第40条）だけでなく、離党したと「みなされる」（deemed to have resigned）場合も議席を喪失すると憲法に初めて明記されたことが、ここでは重要であった。この「みなし」について2010年憲法は別途法律で定めるとしたが（2010年憲法第103条（2））、2011年に刷新された政党法（Political Parties Act, 2011）がこの「法律」にあたり、2007年制定の旧政党法を踏襲する形で、離党したと「みなされる」場合を定義した¹⁴。具体的には、当該議員が（1）別の政党を結成した時、（2）別政党の結成に参加した時、（3）別政党に加盟した時、（4）形式を問わず、別政党の結成を公にした時、（5）別政党のイデオロギー・利害・政策の宣伝を行った時、離党とみなすとした（新政党法第14条（5））。

新政党法は、政党の公認を受けて当選した国会議員が、「みなし」でなく、正式に離党する場合の手続きについても、当該政党と当該国会事務局長（Clerk）に30日前に通告することを義務化した¹⁵。この通告をもって離党の手続きの終了とするとされ、議員はこれを政党登録局長（Registrar of Political Parties）にも通告する義務があるとされた（政党法第14条（2）（3））。前節でみたように、2000年代以後のケニアでは、5年おきの総選挙に向けて、頻繁な党籍変更が常態化していた。この30日前の事前通告の義務化はこの頻繁な党

図2 改正前の新選挙法における公認関連の各種期限



(出所) Republic of Kenya (2011c) より筆者作成。

籍変更をより困難にするものであった。

2010年憲法の規定に従って、選挙法も刷新された。新しい選挙法 (Elections Act, 2011) は、図2に示したように、選挙で候補を公認したい政党は、公認候補届出日の少なくとも3カ月前に党員名簿をIEBCに提出しなければならないとした (選挙法第28条)。これは、政党の公認を受けたい候補にとっては、公認候補届出日の3カ月前までに特定の政党の党員資格を得なければならないことを意味し、旧選挙法時代に多発していた、公認先を求めた頻繁な党籍変更や、予備選挙で落選したために急遽別の政党の公認を受ける行為が不可能になることを意味する制度変更であった (Republic of Kenya 2011c)。

具体的な日程に照らしてさらに見てみよう (図2)。IEBCによって、2007/8年紛争勃発後の第1回の総選挙開催は2013年3月4日とされた。新選挙法は、政党は選挙開催日の少なくとも45日前までに候補を公認しなければならないとし、また、一旦IEBCが候補者の名前を受理したあとの変更はできないものとした (選挙法第13条 (1)(2))。2013年総選挙の場合、政党によ

る公認付与の期限は2013年1月半ばとなったのであり、この1月半ばの公認を受けるためには、さらにそこから逆算して少なくとも3カ月間は黨員であった実績が必要であった。公認を受けたい候補たちは、2012年10月半ばの時点で所属政党を確定しなければならなかったのであり、政党側とすれば2012年10月半ばの時点で黨員名簿をIEBCに提出しなければならない制度であった。

以上を整理するとまず、2010年憲法により、大統領権力は大幅に縮小された。あわせて制定された政党法と選挙法により、選挙直前の野合や頻繁な党籍変更は少なくとも法制度上はこれまでに比して格段に難しくなったのであった。

では、果たして2007/8年紛争勃発後初の総選挙、とくに大統領選挙に向けて、制度構築のねらいどおり、大統領選挙のゼロ・サム・ゲーム性は薄れ、議員の頻繁な党籍変更は抑止されたのであろうか。次節で詳しくみていこう。

第3節 施行の現実

1. 頻繁な党籍変更の再発

表1に示したのは、総選挙を4カ月後に控えた2012年12月の時点で有力とみられていた5人の大統領候補と、それぞれの公認政党（すなわち2007年総選挙時に公認を得た政党）、2013年3月での公認を予定していた政党である。国会で議席を得るにあたって公認を受けた2007年時点の所属政党を、2013年大統領選挙でも同じく公認予定政党としていたのは、わずかにオディンガ（ニャンザ州出身、ルオ人）とムシオカ（東部州出身、カンバ人）だけだったことがわかる。ウフル・ケニヤッタ（中央州出身、キクユ人）を擁立した全国同盟（The National Alliance: TNA）、ルト（リフトバレー州出身、カレンジン人）を擁立した連合共和党（United Republican Party: URP）、ムダバディ（Musalia

表1 2013年大統領選挙における有力候補一覧

大統領候補	2007年選挙で公認を得た政党	2013年選挙での公認予定政党	公認予定政党の設立年	候補者本人の出身州	候補者の帰属する民族
オディンガ	ODM	ODM	2005	ニャンザ州	ルオ
ケニヤッタ	KANU (PNUと協力関係*)	TNA	2012	中央州	キクユ
ルト	ODM	URP	2012	リフトバレー州	カレンジン
ムシオカ	ODM ケニア (PNUと協力関係**)	WDP***	(2005)2011***	東部州	カンバ
ムダバディ	ODM	UDF	2012	西部州	ルイヤ

(注) *ケニヤッタは、2007年大統領選挙では PNU 公認のキバキの支持を表明し、KANU は独自の大統領候補を擁立しなかった。選挙後ケニヤッタは、連立政権で PNU 側国会議員として入閣した。

* *ムシオカは、2007年大統領選挙では ODM と分裂して ODM ケニアを結成し、ODM ケニア公認を受けて立候補した（3位で落選）。選挙後ムシオカは、PNU のキバキ支持を表明、キバキにより副大統領に任命された。

* * *WDP は、ODM ケニアの名称を変更する形で設立された。ODM ケニアは、2005年に旧 ODM が ODM と ODM ケニアに分裂し、2007年大統領選挙でムシオカを公認候補とした政党。（分裂で旧 ODM を離党し、新党として登録したのは ODM の側であった。ムシオカは旧 ODM に残存した。ODM は2007年大統領選挙でオディンガを公認候補とした。）

Mudavadi。西部州出身、ルイヤ人）を擁立した連合民主フォーラム党（United Democratic Forum Party: UDF）は、いずれも2012年に初めて政党登録され、結成そのものが新しく活動実績もなかった組織であった。政党登録後の2012年9月に実施された国会議員補欠選挙¹⁶⁾で TNA が獲得した2議席を除き、2007年国会議員選挙の結果を受けて発足した第10次国会ではこれら政党は国会議席すら有していなかった。

これらの新党の設立や、大統領候補での公認をそれら新党から得る予定であることについて、ウフル・ケニヤッタ、ルトとムダバディが公の場で表明したのは、全員がまだ現役の国会議員だった2012年前半のことであった。

ウフル・ケニヤッタは、2007年選挙で公認を受けた KANU では全国委員

長（National Chairman）というトップの地位に就いていたが、第2代モイ大統領の実子ギデオン・モイ（Gideon Moi）との主導権争いが続き、2012年3月には事実上KANUを離党する意向を表明し、この時期からKANU全国執行委員会（National Executive Conference）も欠席し始めた。ウフル・ケニヤッタはついに、全国委員長への再選をめざす意向はないとして、次期全国執行委員を選出するために4月に実施されたKANU全国代表者会議（National Delegates Conference）をも欠席した（KANUの新しい全国委員長には、この会議でギデオン・モイが選出された）。TNAの結成式が2012年5月に開催された際、ウフル・ケニヤッタはKANUの離党とTNAへの移籍を明言こそしなかったものの、メイン・スピーカーとして登場した。ウフル・ケニヤッタはさらに、上述のように2012年9月の国会議員補欠選挙でTNAの独自候補を擁立し積極的な選挙活動を行った。ウフル・ケニヤッタは最終的に、このTNAの大統領候補となった。

ムダバディの場合は、より明確に、離党の主因を大統領選挙での公認候補をめぐる政党内の内紛に見いだすことができる。ムダバディは、オディンガの対立候補として、2013年大統領選挙でODMの公認を受けたい意向を2012年に表明し、公認候補の選定方法をめぐってオディンガと鋭く対立するようになった。当時ODMの政党規則では、「党首が大統領選挙の公認候補である旨を、全国代表者会合（National Delegates Committee）で決定する」とされていた（ODM党首はオディンガであった）。2012年3月の時点でムダバディは、地方レベルでの選挙を経た公認決定ができるようODMの政党規則を変更するよう求めるようになった。結局、オディンガがムダバディの主張に譲歩し、2012年4月、秘密投票による選出方法に変えることでODM全国執行委員会も合意した。しかし、この時すでに新政党法のもとでの政党登録期限が迫っており、政党規則を変更しないまま、執行部はODMの政党登録を申請してしまった。ムダバディはこれを強く批判し、ODMを離党する意向を公に表明した。5月には「ODMを正式に離党した」と発表し、自治大臣の職（ODM側国会議員として連立政権で得たポストだった）を辞職し、あわせて

ODM 副党首の職を辞任した。ムダバディは後に、UDF の公認を受けて大統領選挙の候補となった。

ODM に所属していたルトも同様であった。2007年から2008年にかけて、ケニアは深刻な旱魃に襲われたが、その対策がルトとオディンガの反目のひとつの原因となった。オディンガが連立政権の首相として押し進めたのが、水源保護であり、そのためにリフトバレー州の国有地の森林に居住している住民の強制移住が推進された。ところが、そこで移住の対象になった住民の多くはルトが支持基盤とするカレンジン人であった。ルトをはじめ ODM のリフトバレー州出身国会議員は強制移住政策を批判し、また補償や代替地の提供を求めた。オディンガは、合法的に居住している住民には代替地や補償を提供すると述べて譲歩の姿勢を示したものの、土地登記のないまま居住していたカレンジン人住民も多く、またモイ政権期（モイはルトと同じカレンジン人）に違法に土地払い下げを受けたカレンジン人住民もいたため、この譲歩ではルトらによる強制移住政策への批判を止めることはできなかった（*Daily Nation*, 28 May 2008; 17-20 July 2008）。

ルトをはじめとする多くのリフトバレー州出身議員は、早期に ODM 内で分派を形成し、強制移住政策というひとつの争点を越えて、ほとんどの争点に関してオディンガ側と対立するようになった。2008年6月と9月に開催された国会議員補欠選挙では、ODM が公認候補を立てていたにもかかわらず、ルトらは連合民主運動（United Democratic Movement: UDM）という政党の公認候補を公然と支援した（UDM 公認候補は全員落選に終わった）。2007/8年紛争の首謀者に対する裁きについて国内特別法廷方式を優先すると提案した調査委員会報告書が2008年10月に出された際も、オディンガがこの提案に賛成したのと対照的に、ルトらは基本的に提案への反対を主張した¹⁷⁾。11月には、ついにルトは「カレンジン人が集団で ODM を離党する可能性がある」と演説し、2009年10月には、次回大統領選挙に立候補する意向を表明した（*Daily Nation*, 16 November 2008; 20 October 2009）。オディンガは11月、森林からの強制退去問題に関して「あのカレンジン人国会議員らは偏狭な地域主義に陥っ

ており、民族対立を煽っている」と述べてルトらを批判したうえ、翌2010年2月には農業大臣だったルトの停職処分を発表した (*Daily Nation*, 20 October 2009; 29 November 2009)。キバキが事前相談がなかったと述べて無効だと主張したため、この処分自体は撤回されたが、ODMの事実上の分裂はもはや動かしがたいものとなっていた。ODMのルト派は、キバキとオディングが押し進めた2010年新憲法案についても、一貫して反対の立場をとった¹⁸⁾。ルトは、最終的に2010年10月、ODMを離党して新党を結成する意向を表明し、2012年1月に新党URPの結成を発表し、同党の公認を受けて大統領選挙に立候補する意思を明らかにした。

2. 「手続き的残存」の継続と法改正による制度変更

第2節で確認したように、2010年憲法と関連の法制度は、国会議員選挙で公認を得た政党を離党した場合はもとより、離党したと「みなされる」場合も、議席を喪失するとした。ウフル・ケニヤッタ、ムダバディ、ルトのいずれもこの「離党したとみなされる」範疇に入っていたことに疑問の余地はない。

ところが、現実には、誰も議席を喪失することはなかった。また、3人を筆頭として、TNA、UDF、URPの結成や結成式、結成後の補欠選挙での選挙活動などで行動をともにした多数の国会議員も、ひとりも議席を喪失することはなかった。整備されたばかりの離党規制は、早くも空文化したのであった。

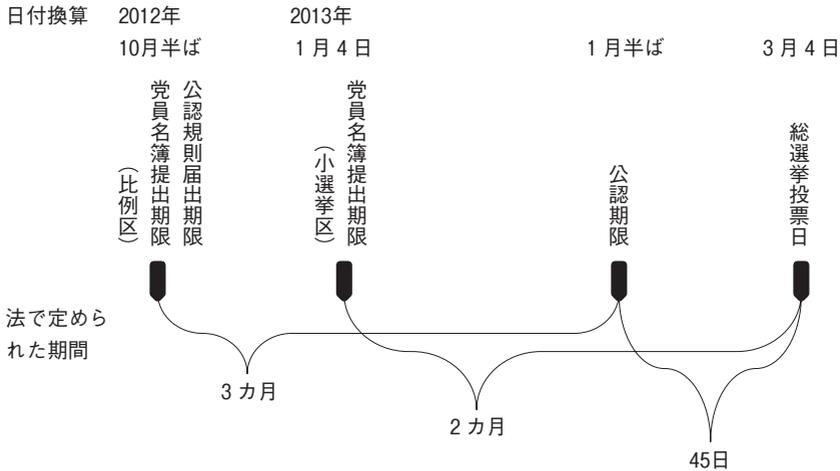
空文化に利用されたのは、離党規制を定めた2010年憲法と選挙法、政党法のいずれにも、「誰が」離党したと「みなし」、国会での議席喪失を宣言するのかについて、明文化されていなかった点であった。曖昧さを解消するべく、ODMオディング派の活動家らは政党登録局長に対し、事実上ODMを離党した国会議員の議席喪失を宣言をするよう、国会議長への書面提出を求める裁判を2012年5月に起こした。当の政党登録局長は、この件について「権限

がない」との見解を表明し、あわせて、事実上離党した議員のうち書面での離党を届け出ている議員はゼロであると述べ、高等裁判所の判決があれば自分が議席を喪失させることができるとした (*Daily Nation*, 15 May 2012; 29 May 2012)。高等裁判所は、政党登録局長に書面の提出を命令したが、2012年6月に政党登録局長が国会議長に提出したのは、事実上の離党議員の名簿ではなく、新たな政党法に基づく政党の本登録をしなかった政党に2007年総選挙時に公認を受けていた国会議員6人のリストのみであり¹⁹⁾、ウフル・ケニヤッタ、ムダバディ、ルトをはじめ、公認政党を事実上離党していた多数の議員の名前は入っていなかった。しかも、この政党登録局長が提出した名簿の6人に対してすら、その後も国会議長による議席喪失宣言はなされることなく、2013年1月に国会は任期満了により解散した。

頻繁な党籍変更を可能にする動きは、こうした「手続き的残存」の継続だけにとどまらず、制度そのものの変更による党籍変更可能枠の延長という形でも追求された。ウフル・ケニヤッタ、ルト、ムダバディら有力な大統領候補たちによる新党結成、事実上の党籍変更の動きが激しさを増すなかで、2012年6月、政府提出の選挙法改正法案²⁰⁾が国会で可決され、党籍変更が可能な期間が総選挙実施の直前まで大幅に延長された。前節で整理したように(図2)、改正前の仕組みでは、選挙投票日の45日前までに各政党が候補を公認するとされ、しかも各党は、その公認日のさらに3カ月前にIEBCに党員名簿を提出しなければならないとされていた(新選挙法第28条、34条(8))。これは、政党の公認を受けるには、投票日から遡って4カ月前には当該政党の党員になっていなければいけないことを個人にとっては意味し、政党の側にとっても、新設や分裂・合併などもすべてそれまでに終了していなければ選挙で公認を出せないことを意味した。またあわせて、政党による公認決定の規則についても、公認日の6カ月前までに選挙管理委員会に届け出る義務があることが改正前の選挙法では定められていた(新選挙法第27条)。

しかし、党員になる期限(2012年10月半ば)が迫り、なにより公認決定規則の提出期限(2012年6月半ば)をすでに過ぎてしまった2012年6月20日、

図3 2012年6月改正後の新選挙法における公認関連の各種期限

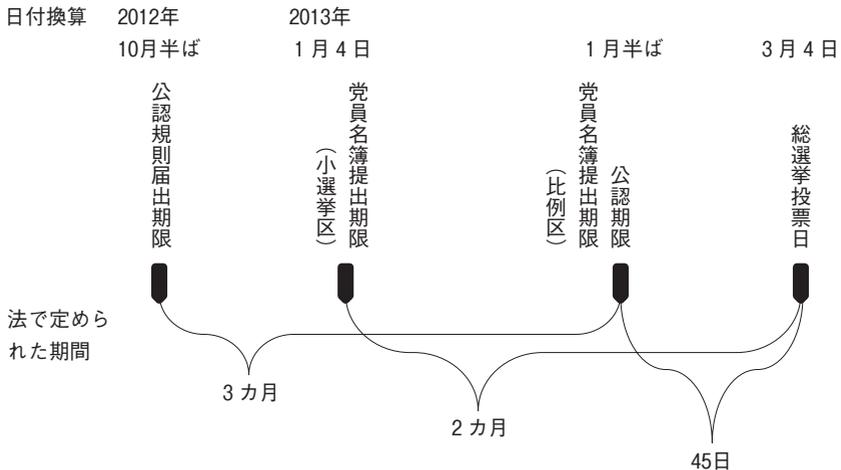


(出所) Republic of Kenya (2012a) より筆者作成。

国会では駆け込みで選挙法が改正された(図3)。この改正により、政党による公認決定の規則提出期限は、「公認期限の6カ月前まで」ではなく、「3カ月前(2012年10月半ば)まで」に後倒しされた。加えて、政党の公認を受けるために党員になっていなければならない期限は、「公認期限」からではなく、「総選挙投票日」から遡るように後倒しされ、しかも3カ月前ではなく「2カ月前」まででよいものとされて、必要な所属期間も大幅に短縮された。改正により、公認を受ける政党に加盟しなければいけない期限は、当初の10月半ばから大きく遅れ、総選挙直前の2013年1月4日でよいとされたのであった(Republic of Kenya 2012a)。

また、2010年憲法では、国会議員選挙結果の国会党勢に応じて政党に比例配分される割当議席があり、下院の合計12名の政党任命議席(国会党勢に応じて配分される、以下同)に加え、新設された上院にも、女性割当議席(16人)、若年割当議席(2人)、障害者割当議席(2人)が設けられて、いずれも政党が公認候補名簿を作成するものとされた(2010年憲法第90条、97条、98条)。

図4 2012年10月改正後の新選挙法における公認関連の各種期限

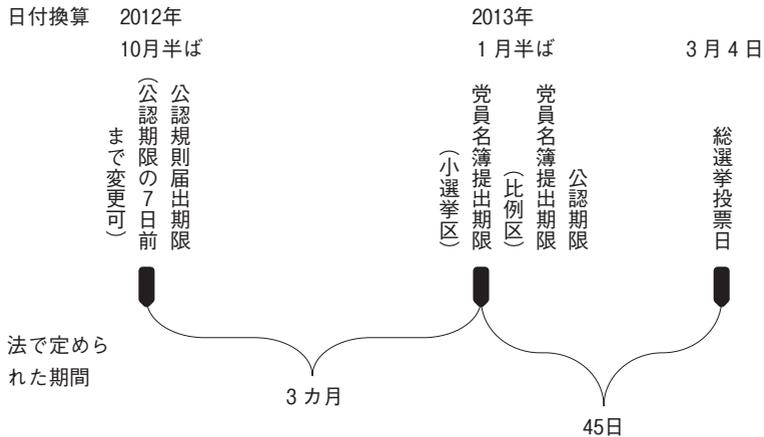


(出所) Republic of Kenya (2012c) より筆者作成。

改正前の選挙法は、これら名簿についても、公認候補は公認期限から遡って最低3カ月間は当該政党の党員でなければならないと定めていた(図2、図3)(選挙法第34条(8))。2012年6月の改正で「漏れた」(*Daily Nation*, 5 October 2012)この部分の期限設定は、「比例区用の名簿記載のために党員にならねばならない」期限を目前に控えた2012年10月に、議員立法による選挙法改正法案の可決という形で²⁰⁾でやはり大幅に後倒しされ、「比例区用の政党名簿提出の『当日』(2013年1月半ば)に党員であること」とされ、総選挙投票日のわずか45日前でよいものとされた(図4)(Republic of Kenya 2012c)。

加えて、ウフル・ケニヤッタ、オディング、ムダバディ、ルトらが大統領選挙に向けた選挙協力を模索するなかで、政党同士的大幅な協力関係の組み替えが試みられていた2012年12月、国会では、公認を受ける政党に加盟しなければいけない期限をさらに後倒しするため、ついにこれを「総選挙開催日の45日前」でよいとする選挙法改正法案²¹⁾が採択された(*Daily Nation*, 28 December 2012; Republic of Kenya 2012d)(図5)。これにより、政党による公認を

図5 2012年12月改正後の新選挙法における公認関連の各種期限



(出所) *Daily Nation*, 28 December 2012および Republic of Kenya (2012d) より筆者作成。

求める候補者たちは、政党による公認日の当日に当該政党に所属すれば公認を受けられることになったのであり、公認を受けるための党籍変更を予防する機能は選挙法から失われてしまったのであった。

これら選挙法の改正により、党籍変更は、総選挙開催の直前である2013年1月まで合法的に行えることとなった。離党規制の形骸化により、党籍変更による議席喪失がまったく宣言されなかったことに加え、実態を追認する形で法制度が変更され、次回総選挙でどの政党の公認を得るかをめぐる政党の鞍替え、選挙協力の模索が、選挙直前まで可能な仕組みとなったのであった。改正されたのは憲法でなく選挙法であったが、この選挙法は、頻繁な党籍変更を規制する新憲法の規定(第99条, 103条)の施行面を詳細に定める機能も有するものであった。その意味では、総選挙開催直前まで頻繁な党籍変更を可能にするための選挙法の度重なる改正、というこの経緯を、オコス=オケンドの「立憲主義なき憲法」議論が現在のケニアでも有効であることを示す萌芽だと見ることもできるだろう。

3. 2013年総選挙直前の動向

最後に、2013年総選挙を目前に控えた2013年1月までのその後の動きを見ていこう。この時は、2010年憲法の制定と新政党法、新選挙法の制定により、少なくとも政党の登録は投票日の11カ月前にあたる2012年4月末に終了し、NARCやPNUのような大統領候補擁立のための新政党が総選挙直前に結成される現象はみられなかった。しかし、代わりに発生したのは、すでに登録を済ませた政党を母体とする、主要大統領候補間の激しい選挙協力の模索であった。新政党法のもと、政党登録局長は政党登録の期限を2012年4月末と定めて厳格に遵守させていたが、新政党法では「連立」(Coalition)、すなわち政党間の選挙協力についての届出期限が総選挙実施日の3カ月前とされており、政党登録局長も選挙協力についての詳細を2012年12月4日を期限に届け出るよう指定した。

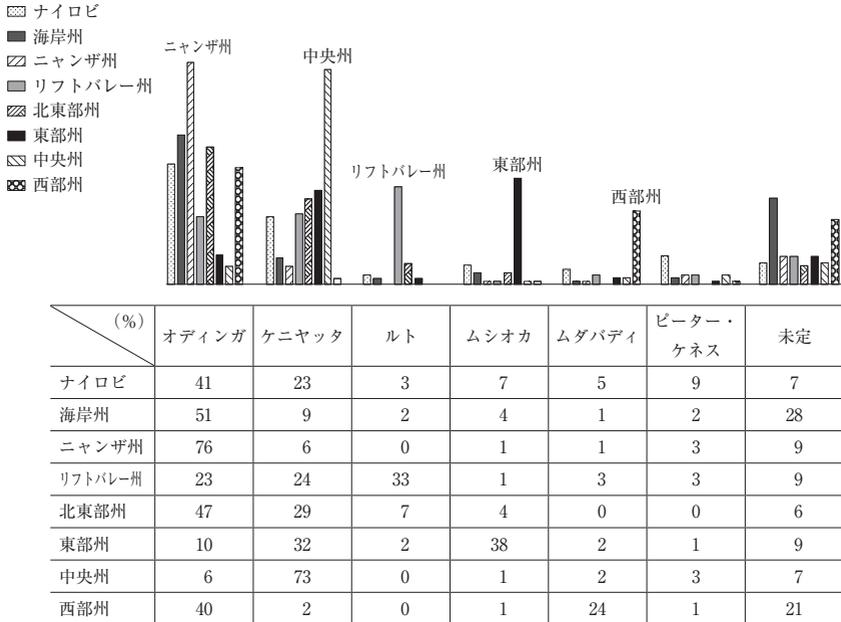
この期限に向けて、たとえば2012年11月の時点では、ウフル・ケニヤッタとルトは選挙協力の約束を固めたと報じられ、ウフル・ケニヤッタが大統領候補となり、その副大統領にルトを指名することで両者が合意した²³ (*Daily Nation*, 21, 22 October 2012)。この時点での選挙協力では、その他の大統領候補として名を連ねていたワマルワ (New Ford Kenya の公認を受ける意向を表明していた。西部州出身、ルイヤ人) には国会与党代表 (Majority leader) への就任が約束され、その他選挙協力を申し出たとされるンギル (Charity Ngilu。東部州出身、カンバ人、所属政党はNARC) とムワクウェレ (Chirau Ali Mwakwere。海岸州出身、ミジゲンダ人、所属政党はPNU) には上下両院の国会議長への就任が約束された (*Daily Nation*, 9 November 2012)。NARCのような新党こそ結成できなかったものの、この事前協定は、選挙後のポスト配分を基礎にしたNARC型の選挙協力のきわめて似通った性質のものであった。

一方、ムシオカは長らくウフル・ケニヤッタらとともに、オディングへの対抗勢力 (G7と呼ばれた) を形成してきたが、ケニヤッタ＝ルト協定で約束

されたポストへの不満から、この選挙協力には加わらなかった (*Daily Nation*, 9 November 2012)。ムシオカは、一旦ムダバディとの協定による選挙協力を模索したが (たとえば *Daily Nation*, 7 November 2012) 成立せず、最終的にはオディンガと選挙協力を結び、オディンガが大統領候補に、ムシオカ自身はそのランニング・メイトとして副大統領候補になることで合意が成立した。ムダバディは自身で UDF の公認を受けて大統領候補に出馬する道を選んだ。

2007/8年紛争以前の主要政党だった NARC や ODM の場合、大統領を交代させるための政党という性格を有しつつも、一方では「大統領権力の縮小」「民主化の進展」という政策的な選択肢を国民に提示する機能は果たしていた。しかし、2010年憲法が無事に制定されたことで、かつてモイの KANU に対抗して NARC が掲げた「モイ政権の打倒と民主化の進展」のスローガン、キバキに対抗してオディンガの ODM が掲げた「新憲法の制定による民主化の進展」のスローガンすら唱える必要性が失われた。ウフル・ケニヤッタ、ルト、オディンガ、ムダバディら大統領候補の牽引した、2013年総選挙に向けた新党の設立や多数派形成をめざした選挙協力の模索には、もはや政策面でのオルタナティブを国民に提示する側面を見いだすことは困難であった。少なくとも大統領選挙については、各候補によってオルタナティブとして国民に提示されたのは、ほかでもない、「どの民族出身者を次の大統領にするか」という民族的な選択肢にほぼ収斂したといつてよい。もちろん、ウフル・ケニヤッタとルトについては2007/8年紛争において人道に対する罪を犯した容疑で国際刑事裁判所 (ICC) の被告になっていたため、2013年大統領選挙では ICC の被告を大統領に選出するべきか否かもひとつの争点ではあった。ただし ICC の被告への被選挙権付与の是非についての意見分布すら民族化されていた。国全体での ICC における裁き自体への賛成は各社の世論調査で一貫して6割を超えていた (Synovate 2011; Gallup 2012)。そのなかで、ICC の被告に国政選挙での被選挙権を与えるべきでないとした意見は、オディンガの支持基盤だったニャンザ州とムダバディの支持基盤だった西部州に集中しており、一方ウフル・ケニヤッタとルトが支持基盤とし

図6 世論調査における大統領候補支持率（地域別，2012年11月時点）



（出所） Ipsos Synovate Kenya (2012).

ていた中央州とその周縁，そしてリフトバレー州では被選挙権剥奪を支持したのは2割以下にとどまった（Synovate 2011; Ipsos Synovate Kenya 2012）²⁴。

また，別の世論調査でも，オディンガの支持者がニャンザ州に集中し，ウフル・ケニヤッタの支持者が中央州に集中し，ルトの支持者がリフトバレー州に集中し，ムシオカの支持者が東部州に集中し，そしてムダバディの支持者が西部州に集中した（図6）。この結果が示すものは，ルオ人，キクユ人，カレンジン人，カンバ人，そしてルイヤ人がそれぞれ自分の属する民族出身の大統領候補を支持した傾向にほかならない。

2007/8年紛争は，それまで課題とされつつも膠着していた憲法の見直しや関連する法制度の抜本的改革という大きな果実をもたらした。そのことに疑いの余地はない。しかし，それら法制度改革を経た国会議員や大統領の再選にかかわる法制度は，施行の段階になって如実に弱体化され，改革前と同様

に頻繁な党籍変更、野合、そして政党の民族化が続いたのであった。

おわりに

2010年憲法の制定により、2013年の総選挙で就任する大統領のもつ権力は制度上は大幅に縮小された。にもかかわらず、2013年総選挙では、旧憲法時代と同様に「だれが大統領になるか」が中心的争点となって大統領職の争奪戦が展開されたのであり、その構図は2007/8年紛争勃発の直前とほとんど変わることはなかった。しかも、制度構築によって予防がめざされた、政党の民族化、大統領候補の「民族代表化」に至っては、選挙法改正の事例でみたように、度重なる法改正で所期の機能は意図的に捨象され、結果、政党の民族化、大統領候補の「民族代表化」はむしろ進んだようにすらみえた。一党制時代のケニアについてオコス＝オゲンドが指摘した「立憲主義なき憲法」という議論が、紛争の反省に立脚して民主的に制定された2010年憲法下の時代においてもなお、有効である可能性は捨象できない。選挙活動においては民族別の票読みが日常的に政治エリートによって言及されることになり、それをケニアの日刊紙やテレビもまた繰り返し報道する傾向が見られた（枚挙にいとまがないが、たとえば *Sunday Nation*, 18 November 2012）。2010年に成立した新憲法と関連諸法による制度構築をよそに、ケニアでは大統領選挙のゼロ・サム・ゲーム化が続いたのであり、政党の民族化傾向もまた止まなかったのであった。

2010年憲法の制定以前の総選挙では、大統領への当選は巨大な権力をひとりの手中に収めることを意味した。それゆえ、国会議員候補にとっても、有力な大統領候補を擁立した政党の公認を得ることは再選・当選可能性を高めるためにきわめて重要であった。大統領候補を当選させるためには、5州25%ルールを満たさねばならなかったのであるから、大統領選挙に向けて野合が繰り返されたのも、むしろ制度への当然の反応だったと見ることができる。

野合ゆえ、選挙後はポスト配分その他をめぐって早期に分裂してきたのもまた、不自然ではない。2010年憲法の制定による大統領権力の大幅縮小は、これらすべての前提を変える根本的な制度変更であったが、2013年総選挙に向けた時期は、まだ「権力を縮小された大統領」による現実の執務は全面的には開始されていず、候補にとっては、大統領とその公認政党（もしくは選挙協力）に属することが、まだ選挙に有利であるとみなされ得た、いわば過渡期だった。このことが、大きな制度変更にもかかわらず、運用の実態が紛争勃発以前、制度変更以前とほとんど変わらなかったことへのひとつの説明となり得るであろう。

今後、大幅に縮小された大統領権力のもとでの2013年からの5年の統治が本格化した段階以後には、大統領職の重要性がそれまでより大きく低まったとの認識が広がり、その次の選挙の様態がまた大きく変わる可能性もある。ただしそれもまた、新政権のもとでの制度運用に左右されるものであり、また「立憲主義なき憲法」の継続——すなわち制度そのものに再変更が加えられていく可能性もある。どちらに向かうにせよ、現在までのところ、2007/8年紛争勃発後のケニアで進展した制度改革は、憲法改正に代表される大きな成果を上げながらも、紛争の背景をなす、政党の「選挙用の乗り物化」や民族化などを根本的に抑止することには、成功していないといえるだろう。ケニアにおける和解の鍵を握るこの問題については、今後も継続的な観察と分析が欠かせないといえる。

〔注〕 _____

- (1) 最高裁長官、司法長官（刑事事件の起訴・不起訴を決定する）、高等裁判所と控訴裁判所の裁判官1名ずつ、公務員人事を担当する公務員委員会（Public Service Commission）委員長。
- (2) 1997年に結ばれた紳士協定に則り、2002年総選挙時のECKメンバーは国会の党勢に応じた各党作成の名簿に従って大統領（第2代大統領モイ）が任命した。しかし、単なる紳士協定に過ぎなかったこの約束には罰則などの拘束力はなく、2002年総選挙で第3代大統領に就任したキバキ（Mwai Kibaki）は紳士協定を遵守せずに、ECKメンバーの後任を独断で任命した。このキバキ

による一方的任命は、2007年大統領選挙結果の受入拒否の重大な背景となった。

- (3) 初代大統領ケニヤッタは、議院内閣制のもと、1963年のケニア独立時は首相に就任した。1964年の憲法改正によりケニアは大統領制に移行し、大統領には首相だったケニヤッタが選挙を経ることなく就任した。第2代大統領モイは、1978年にケニヤッタが現役のまま病死したため副大統領から繰り上がって暫定大統領に就任した。当時国会にはKANU一党しか存在せず、大統領選挙での公認候補もKANUのモイひとりだったため、やはり選挙を経ることなくモイが大統領に就任した。その後1982年の憲法改正でケニアはKANU一党制に移行し、大統領選挙は開催されなくなっていた。
- (4) 結局この野党党首は、2002年総選挙を前にモイが国会を解散するまで議席をそのまま保つことに成功した。
- (5) サハラ以南アフリカ諸国における離党規制の有無と、安定的な政党システムの有無を検討したゲーク (Martin Goeke) とハートマン (Christof Hartmann) によれば、政党システムが高度に安定している8カ国を見てみると、そのうち6カ国もが離党規制を有している。離党規制のない12カ国のうち、政党システムの安定度が高いのは2カ国のみであり、一方離党規制のある13カ国のうち、12カ国の政党システムの安定度は中・または高レベルにある。ケニアは離党規制があるにもかかわらず政党システムの安定度が低レベルとなる、唯一の例外国と位置づけられている (Goeke and Hartmann 2011)。ゲークからも認めているように、アフリカ諸国での複数政党制選挙の経験はまだ浅く、「政党システムの安定」度を測るには障害も多い。ただし、ケニアの離党規制の歴史と運用をみれば、ケニアの政党システムの安定度が例外的に低いとする結論にはうなずける。その背景には、離党規制が野党活動弾圧の装置として作られ、その空文化がむしろ野党側から歓迎されたケニア特有の歴史もある。
- (6) 中央州と東部州中部のキクユ人、メル人、エンブ人が住民の圧倒的多数を占める領域は「ケニア山地域」(Mt. Kenya region) と総称される。キクユ人、メル人、エンブ人は言語的にも相対的に近似している。
- (7) この合意を機に、まずは停戦が成立し (2008年2月末)、次いで権力分有を達成する暫定的な連立政権が発足した (2008年8月)。なお、権力分有による連立政権の樹立には、「紛争を延期するが解決はしない」(Cheeseman and Tendi 2010)、「短期的には有効でも長期的には権力分有は紛争の原因となることがある」(Samuels 2009) などの課題が指摘される。ケニアの場合も、そもそもこの権力分有とそれを可能にした法制度は期限付きの暫定的なものとされ、長期的な機能が期待されたものではなかった (暫定憲法の枠組みについて、詳しくは津田 2010を参照されたい)。

- (8) 和解での合意に基づいて設立された「ケニア2007年総選挙独立調査委員会」(Independent Review Commission on the General Elections held in Kenya on 27 December 2007)による調査の結果、大統領選挙での真の当選者は同定し得ないとの結論が出され、キバキ「再選」の現状が追認された。詳細はIREC(2008)。
- (9) 2010年憲法の制定に至る手続法、憲法制定過程について詳細は津田(2012a)を参照されたい。
- (10) 第1節1で整理したように、1969年憲法では、国会議員である(国会議員選挙での当選もしくは大統領の任命により国会に議席を有する)ことが閣僚に任命されるための要件であった。大統領もまた、国会議員選挙で当選していることが大統領就任の要件とされていた。2000年代までのケニアには、この規定を背景に、大統領が、閣僚への登用を国会多数派工作の道具にしてきた歴史があった。2010年憲法に盛り込まれた「大統領と閣僚は国会議員でないこと」というこの規定は、大統領による直接の国会多数派工作を不可能にするものであり、それまでの大統領が国会を優越した状態を解消する効果が期待された。
- (11) 総選挙開催日は、具体的には、5年おきの8月第2火曜日とされた。上下院国会議員については2010年憲法第101条(1)、大統領については136条(2)、カウンティ知事、カウンティ議会議員については180条(1)に明記されている。
- (12) 詳細は、憲法第88条、250条および、IEBC法第5条、付則1を参照(Republic of Kenya 2010; 2011a)。
- (13) 無所属候補の立候補について、詳細は、国会議員については2010年憲法第85条、大統領については第137条(1)を参照されたい。
- (14) 詳細は新政党法を参照(Republic of Kenya 2011b)。なお、1969年憲法下では、長らく政党に特化した申請・登録の仕組みはなく、結社法(Societies Act)の規定を援用して政党が登録されていた。植民地支配期に独立運動や反植民地運動を弾圧する目的で設立されたこの結社法は、結社登録局長(Registrar of Societies)ひとりに結社の許認可権を独占させる仕組みをつくっており、独立後の初代ケニヤッタ政権、第2代モイ政権を通じて政府批判勢力の弾圧に利用されてきた歴史があった。モイが引退を表明し、続いて政権交代が起こった2000年代以後は、逆に政党登録の申請が精査されずに政党が登録される現象が発生し、2007年には登録された政党だけで100を越えた。国会に議席を持たず、特段の活動実績もない多数の休眠政党の存在は、名称の変更のみによる事実上の新党設立をも容易にし、頻繁な党籍変更を加速させる原因のひとつになっていた。
- (15) 政党法第14条(1)。期間についても旧政党法の定めた14日間を倍に伸ばし、

頻繁な党籍変更を困難化した制度であった。

- (16) この補欠選挙は、PNU 国会議員 2 名の死亡（1 名は病死，1 名は事故死した。2 名ともウフル・ケニヤッタと同じキクユ人）によって空席となった国会議席に対して行われた。選挙の結果，2 議席とも TNA 候補が当選を果たした。
- (17) 調査委員会の正式名称は「選挙後暴力調査委員会」（Commission of Inquiry into the Post Election Violence: CIPEV）。CIPEV 報告書が提案したこの国内特別法廷方式は，国会を通過せず廃案となった。多くのリフトバレー州出身議員は，採決の際，国内特別法廷方式に対し反対票を投じた。ルトは採決の際のみ他の閣僚と足並みを揃えて賛成票を投じた。その経緯について詳細は津田（2012b）を参照されたい。
- (18) このため，新憲法案の採否を問うた国民投票では，上述したように 7 割の賛成票を得て採択されたなかで，否定票が過半を上回った地域がルトの地盤であるリフトバレー州に偏在する結果となった。詳細は津田（2012a, 85-87）を参照されたい。
- (19) 6 人は次の通り：外務副大臣オニョンカ（Richard Onyonka。所属政党は PDP），協同組合副大臣キリモ（Linah Jebii Kilimo。所属政党は Kenda），ングギ（David Ngugi。所属政党はシシ・クワ・シシ [Sisi Kwa Sisi party]），ムトゥリ（Mwangi Barnabas Muturi，所属政党はシシ・クワ・シシ），ンブビ（通称ソソコ。Kioko Mbuvi Gideon。所属政党は NARC ケニア。ンブビの場合は，Narc ケニア執行部によって党籍が剥奪された），クング（Waibara Clement Kung'u。所属政党は PICK）。
- (20) 法案の正式名称は「The Statute Law (Miscellaneous Amendments Bill, 2012)」，法案提出者はムイガイ（Githu Muigai）司法長官（Attorney General）。司法長官は大統領が任命する常任閣僚（国会議員に限定されないポスト）であり，法案作成はおもな業務のひとつであった。
- (21) 2012年10月に行われた選挙法改正は 2 回にわたり，紛らわしいが，1 回目の選挙（改正）法の正式名称は「The Elections (Amendment) Act, 2012」（Republic of Kenya 2012b）であり，モハメド（A.H. Mohammed）国会議員による議員立法であり，有権者登録開始日の後倒し（第 5 条）などがおもな内容であった。2012年10月の 2 回目改正が，この政党任命議席に関する選挙法改正法であった。同法の正式な名称は「The Elections (Amendment) (No. 2）」（Republic of Kenya 2012c）であり，アイザック・ルト（Isaak Ruto）国会議員による議員立法であった。アイザック・ルトは，リフトバレー州選出であり，2002年国会議員選挙での選出時の公認政党は ODM だったが法案提出当時は ODM を事実上離党しルトの率いた URP の活動に与していた。
- (22) 法案の正式名称は「The Statute Law (Miscellaneous Amendments) (No. 2)

- Bill, 2012], 法案提出者はムイガイ司法長官であった (National Council for Law Reporting, Kenya Law Reports (KLR) ウェブサイト Bill Tracker 2012)。
- (23) 2010年新憲法では大統領とそのランニング・メイト方式が採用された。大統領選挙では副大統領があらかじめ指名され、大統領選挙で勝利した候補の指名していた副大統領が大統領とともに当選する仕組みである。
- (24) 各政党による民族的動員については報道レベルに現れた例として、たとえば Gaitho (2012), Gekara (2012), Kariuki (2012) のほか, “Raila Warns Ruto, Uhuru on Hague” (*Daily Nation*, 6 November 2012), “Election Politics: Uhuru and Allies Share Key Posts in Pact” (*Daily Nation*, 9 November 2012)。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 津田みわ 2005. 「離党規制とケニアの複数政党制——変質する権威主義体制下の弾圧装置」『アジア経済』46 (11・12) 39-70.
- 2006. 「ケニア新憲法案の否決——国民投票の実施と「抵抗勢力」の敗北」『アフリカレポート』(42) 46-51.
- 2007. 「個人名の「裏書きされた」新憲法草案」佐藤章編『統治者と国家——アフリカの個人支配再考』アジア経済研究所 85-126.
- 2008. 「暴力化した「キクユ嫌い」——ケニア2007年総選挙後の混乱と複数政党制政治」『地域研究』9 (1) 90-107.
- 2010. 「ケニアにおける憲法改正問題と「選挙後暴力」——2008年以後の動きを中心に」佐藤章編『アフリカ・中東における紛争と国家形成』調査研究報告書 アジア経済研究所 67-87.
- 2012a. 「紛争と民主化——ケニアにおける2007/8年紛争と新憲法制定」佐藤章編『紛争と国家形成——アフリカ・中東からの視角』アジア経済研究所 61-99.
- 2012b. 「2007/8年紛争勃発後のケニアにおける国民和解と国際刑事裁判所」佐藤章編『紛争と和解——アフリカ・中東の事例から』調査研究報告書 アジア経済研究所 101-126.

<外国語文献>

- Cheeseman, Nic and Blessing-Miles Tendi 2010. “Power-Sharing in Comparative Perspective: The Dynamics of ‘Unity Government’ in Kenya and Zimbabwe.” *Journal of Modern African Studies* 48 (2), 203-229.

- Gaitho, Macharia 2012. "Transcending Tribe: Perhaps We the Media Should Start Endorsing Presidential Candidates." *Daily Nation*, 23 October 2012.
- Gallup 2012. "Kenya Votes 2013: Attitudes toward the Election, Judicial System, and Security" (http://www.gallup.com/file/poll/157898/Gallup_Kenya_Presentation_5thOct.pdf —2012年10月11日ダウンロード).
- Gekara, Emeka-Mayaka 2012. "Power Sharing: Mutual Suspicion and ICC at the Centre of Coalitions Impasse." *Sunday Nation*, 18 November 2012.
- Ghai, Y.P. and J.P.W.B. McAuslan 1970. *Public Law and Political Change in Kenya: A Study of the Legal Framework of Government from Colonial Times to the Present*. Nairobi, London and New York: Oxford University Press.
- Githinji, Mwangi wa and Frank Holmquist 2012. "Reform and Political Impunity in Kenya: Transparency without Accountability." *African Studies Review* 55 (1), 53-74.
- Goeke, Martin and Christof Hartmann 2011. "The Regulation of Party Switching in Africa." *Journal of Contemporary African Studies* 29 (3), 263-280.
- Hyden, Goran 2006. *African Politics in Comparative Perspective*. New York: Cambridge University Press.
- IREC (Independent Review Commission on the General Elections held in Kenya on 27 December 2007) 2008. *Report of the Independent Review Commission on the General Elections held in Kenya on 27 December 2007* (<http://www.communication.go.ke/media.asp?id=719> —2008年10月24日ダウンロード).
- Ipsos Synovate Kenya 2012. "Spec Barometer Survey Release Date: 20th November 2012." Ipsos (http://www.ipsos.co.ke/spr/downloads/downloads.php?dir=polls&file=Ipsos%20Synovate%20Polls_November%202012.pdf —2013年2月18日ダウンロード).
- Jackson, Robert H., and Carl G. Rosberg 1982. *Personal Rule in Black Africa: Prince, Autocrat, Prophet, Tyrant*. Berkeley, Los Angeles and London: University of California Press, Ltd.
- Kanyinga, Karuti 2006. "Ethnicity, Inequality and Public Sector Governance in Kenya." In *Ethnic Inequalities and Public Sector Governance*. edited by Yusuf Bangura. Hampshire and New York: Palgrave, 261-281.
- Kanyinga, Karuti and James D. Long 2012. "The Political Economy of Reforms in Kenya: the Post-2007 Election Violence a New Constitution." *African Studies Review* 55 (1), 31-51.
- Kariuki, James 2012. "Political Tsunami?: Join me or Perish, Uhuru Tells Rivals." *Daily Nation*, 12 November 2012.
- KNDR (Kenya National Dialogue and Reconciliation) 2008a. *Acting Together for Kenya, Agreement on the Principles of Partnership of the Coalition Government* (<http://>

- www.dialoguekenya.org/docs/Signed_Agreement_Feb281.pdf —2011年9月13日ダウンロード).
- 2008b. *Through the Mediation of H.E. Kofi A. Annan and the Panel of Eminent African Personalities on the Resolution of the Political Crisis, Annotated Agenda and Timetable* (http://www.dialoguekenya.org/docs/Signed_Annotated_Feb1st.pdf —2010年1月5日ダウンロード).
- 2008c. *Agenda Item Three: How to Resolve the Political Crisis* (http://www.dialoguekenya.org/docs/14_Feb_008_TsavoAgreement.pdf —2010年1月5日ダウンロード).
- 2008d. *Independent Review Committee, Terms of Reference* (http://www.dialoguekenya.org/docs/KenyaNationalDialogue_IRC.pdf —2010年1月6日ダウンロード).
- Lonsdale, John 2008. "Reforms Must Decentralize State Power." *Sunday Nation*, 17 February 2008.
- Okoth-Ogendo, H.W.O. 1972. "The Politics of Constitutional Change in Kenya since Independence, 1963-1969." *African Affairs* (71/282), 9-34.
- 1991. "Constitutions without Constitutionalism: Reflections on An African Political Paradox." In *State and Constitutionalism: An African Debate on Democracy*, edited by Issa G. Shivji. Harare: Southern Africa Political Economy Series (SAPES) Trust, 3-25.
- Republic of Kenya 2010. *The Constitution of Kenya* (<http://www.kenyalaw.org/Downloads/The%20Constitution%20of%20Kenya.pdf> —2010年12月7日ダウンロード).
- 2011a. *The Independent Electoral and Boundaries Commission Act, No.9 of 2011, Kenya Gazette Supplement No. 58 (Acts No. 9)*.
- 2011b. *The Political Parties Act, 2011*.
- 2011c. *The Elections Act, 2011* (<http://www.cickenya.org/index.php/legislation/acts/item/65-the-elections-act-2011#.UR8Z0oa507k> —2013年2月16日ダウンロード).
- 2012a. *The Statute Law (Miscellaneous Amendments) Act, 2012, Kenya Gazette Supplement No. 72 (Acts No. 12) (Nairobi, 12th July 2012)*.
- 2012b. *The Elections (Amendment) Act, 2012, Kenya Gazette Supplement No. 150 (Acts No. 31) (Nairobi, 26th October 2012)*.
- 2012c. *The Elections (Amendment) (No. 2) Act, 2012, Kenya Gazette Supplement No. 151 (Acts No. 32) (Nairobi, 26th October 2012)*.
- 2012d. *The Statute Law (Miscellaneous Amendments) (No. 2) Act, 2012, Kenya Gazette Supplement No. 211 (Acts No. 47) (Nairobi, 4th January, 2013)*. (<http://>

www.kenyalaw.org/klr/fileadmin/pdfdownloads/AmendmentActs/2012/TheStatuteLaw_MiscellaneousAmendments_No.2_Act_2012.PDF —2013年8月23日ダウンロード).

Samuels, Kirsti 2009. "Postwar Constitution Building: Opportunities and Challenges." In *The Dilemmas of State Building: Confronting the Contradictions of Postwar Peace Operations*, edited by Roland Paris and Timothy D. Sisk. Abingdon and New York: Routledge, 173-195.

Synovate 2011. "Spec Barometer Date: April 15, 2011." Synovate Ltd. (<http://www.nation.co.ke/blob/view/-/1145130/data/253672/-/ix0qba/-/polls.ppt> —2011年4月6日ダウンロード).

Throup, David W. and Charles Hornsby 1998. *Multi-Party Politics in Kenya: The Kenyatta & Moi States & the Triumph of the System in the 1992 Election*. Oxford: James Currey Ltd, Nairobi: East African Educational Publishers, Athens: Ohio University Press.

Widner, Jennifer A. 1992. *The Rise of a Party-State in Kenya: From Harambee! to Nyayo!*. Berkeley, Los Angeles, and Oxford: University of California Press.

< 定期刊行物 >

Daily Nation.

East African Standard.

Saturday Nation.

Sunday Nation.

Standard.

< インターネット >

Commission for the Implementation of the Constitution (CIC) (<http://www.cickenya.org/>).

Daily Nation online (<http://www.nation.co.ke>).

Independent Electoral and Boundary Commission (IEBC) (<http://www.iebc.or.ke/>).

Ipsos Synovate (<http://www.ipsos.co.ke/>).

Kenya National Dialogue and Reconciliation (KNDR) (<http://www.dialoguekenya.org/>).

National Council for Law Reporting, Kenya Law Reports (KLR) (<http://www.kenyalaw.org/>).

Office of Public Communications-Office of Government Spokesman (<http://www.communication.go.ke/>).

Standard online (<http://www.eastandard.net/>).

付表1 略語表

略語	原語	日本語表記
CIPEV	Commission of Inquiry into the Post Election Violence	選挙後暴力調査委員会
DP	Democratic Party of Kenya	民主党
ECK	Electoral Commission of Kenya	ケニア選挙管理委員会
FORD	Forum for Restoration of Democracy	民主主義復興フォーラム
IEBC	Independent Electoral and Boundaries Commission	選挙管理・選挙区独立委員会
KADU	Kenya African Democratic Union	ケニア・アフリカ人民民主同盟
KANU	Kenya African National Union	ケニア・アフリカ人全国同盟
KPU	Kenya Peoples Union	ケニア人民同盟
NARC	National Rainbow Coalition	国民虹の連合
ODM	Orange Democratic Movement	オレンジ民主運動
ODM ケニア	Orange Democratic Movement- Kenya	オレンジ民主運動-ケニア
PNU	Party of National Unity	挙国一致党
TNA	The National Alliance	全国同盟
UDF	United Democratic Forum Party	連合民主フォーラム党
UDM	United Democratic Movement	連合民主運動
URP	United Republican Party	連合共和党

(出所) 筆者作成。

付表2 略年表

1961年	KANU 結成。党首は後に初代大統領となるケニヤッタ。KADU 結成
1963年	第1回総選挙実施。KANU が国会第一党。独立。KANU のケニヤッタが初代首相に就任
1964年	野党 KADU の自主解散により、KANU が国会の全議席を独占。憲法改正により大統領制に移行。ケニヤッタが初代大統領に就任
1966年	KPU 結成。党首はオギンガ・オディング元副大統領。KPU 弾圧をおもな目的とする離党規制の段階的導入開始
1969年	KPU 非合法化。第2回総選挙実施。KANU が国会の全議席を独占。1960年代の改正内容を反映した新憲法（「1969年憲法」）制定
1978年	ケニヤッタ初代大統領が病死。モイ第2代大統領が就任
1982年	憲法改正による KANU 一党制移行
1989～1991年	複数政党制の回復を求める民主化運動が国内で激化。オギンガ・オディングらが FORD 結成。
1991～1992年	憲法改正による KANU 一党制放棄、大統領の3選禁止、「5州25%ルール」導入。DP 結成。党首は後に大統領となるキバキ
1992年	独立後通算第7回総選挙の実施。回復された複数政党制のもとでの第1回総選挙。モイ大統領が再選、KANU が国会第一党
1997年	第8回総選挙の実施。モイ大統領が再選、KANU が国会第一党
1999年	モイ大統領が、3選禁止条項に則り2002年に引退する意向を表明
2002年10月	オギンガ・オディングの実子オディングとキバキらが NARC 結成。NARC はキバキを大統領候補に擁立
2002年12月	第9回総選挙の実施。回復された複数政党制のもとでの第3回総選挙。NARC のキバキが第3代大統領に当選。NARC が国会第一党
2004～2005年	新憲法制定過程が頓挫
2005年	ODM 結成。党首は後に首相となるオディング
2007年	PNU 結成。PNU はキバキを大統領候補に擁立
2007年12月	第10回総選挙の実施。ケニア選挙管理委員会は、PNU のキバキ大統領が再選、ODM のオディングは落選と発表。オディングは有力大統領候補だった

付表2 つづき

2007年12月 ～2008年2月末	大統領選挙で不正があったとする抗議の暴動とキクユ人への襲撃事件、復讐とみられる襲撃事件が大規模に発生（「選挙後暴力」勃発）
2008年2月末～4月	国際調停によりキバキとオディングが和解。「選挙後暴力」が終息。キバキ大統領、オディング首相による大連立政権が発足
2010年	「選挙後暴力」後の和解合意をふまえた新憲法（「2010年憲法」）制定
2011年	新憲法に則した新しい政党法および新しい選挙法の制定
2012年	TNA 結成。URP 結成。UDF 結成
2012年6～12月	選挙法の段階的改正
2013年3月	第11回総選挙の実施。2010年憲法のもので初回総選挙。初代大統領の実子でTNAのウフル・ケニヤッタ大統領が当選。ODMのオディング大統領候補は落選

（出所） 筆者作成。